平家物語 七

り伊5
1760
184

宮城縣立図書館

5 リ
洗
壱

平家物語巻第二十

主馬八郎左衛尉盛久事

法性寺一橋大夫忠兵衛事

小松殿御子母後白河法皇

因土佐守宗實事

惡七兵衛景清事

越中次郎兵衛盛次事

文覺流罪事

六代御前被切事

灌頂巻事

抑平家の侍共に於ては甲斐殿はかり
いとをしむ事なりこれは弟の頼朝を乃至て源氏よ
りの代代相続久成ぬ所なり
りの紀右七八人あり行の源氏も多おはし
ぬへし一昔ハ人よりも交て世よりは
命ともに共被おもも山野に交里ハ
よ思あり紀ハ平家に亡くて用如忠
命長乃世よなりて大宮ハ

世をおさめしより後金札源二位乃御
妹をそなりけれは夫位すなわちこれ
一条殿にて京都より
なの先なりもとより人乃思ひ
さうや
直馬入道威国う事なりしを八郎為朝威久
京都より流石ものよりて来れ
乃子を親者を遠ざけ
乃右脇ゝ左右ゝ威久人ありもて
ゝうおく清水るへ千日毎ゝ
ゝ流ゝ抜くして
月を経よ人を
八方越中須郎兵衛威次
八郎兵衛門威久人
易物へ
衣御会ゝ
乃右脇ゝ左右ゝ威久人ありもて
ゝうおく清水るへ千日毎ゝ
ゝ流ゝ抜くして
月を経よ人を
八方越中須郎兵衛威次
八郎兵衛門威久人
易物へ
衣御会ゝ

陸奥の国宮城郡小牛田市中に立つ
牛頭天王社あり。更に易行と称する所下女
巻りて海に出る八郎潟、此所易行ふ
らふなる故に故人八郎潟水涸るへ和尚に請
涸ふなりと申す小藤牧くいるの
ふ頼みて涸ふるに白蛇数涸て
物を見ず涸ふるに人数涸る人数
如なりと申伝八郎潟水涸る毒より人を出

うもれ尺ほどにあるを白蛇乃毒とあるを
よくよくみる盛久海に投げ捨てたる数
度へ来る盛久海に投げ捨てたる数
海を乃ち暁月より被をうち涸て
涸水る其霊傷よりの日和涸のみうを
運毎日和雪より祈を信心のまことをあし
涸るより日涸定り水の如くなる戦場
軍敗て人々海よりたまひ給ふ

庭乃うく閉まなり申せ上に用ひられ
憂めよ八あり〜ものをとくありて及津まるく
ありしに行きくなる為に書〜知れ蔵り
命をうる為用級す所うやくかさ〜に絵金を
下ふ〜取梶原平三景時古云清仕級の作
をかく感久人をわとを知申れ正敷をうるひに
為田をうへを感久年家室代相伝の家人
宗恩寺殿の寺地をやく斬刑りをふ

角〜として土屋三郎宗遠より首を刎られ
角〜として文治二年六月廿八日より感久を他
年濱より引すへて感久人為より向て会仏十反
をうりゆるいわ思ひん為より向て又会仏
二三十返をうりゆるかを京遠方を為れ
頭をうりをれ方中より年ひり級又年方
を用わさうり為遠より京思後の会をな
をよ富士ををうり光二年感久人年より富て

毎日ことに尺にする家遠度ものを立てく世中を
たゝ来作仮より中を又たゝ来作仮の家居
夢より量深の夜ゝ立ゝる花消一人出まく
感久新育れ源よりあくらをひつまもて育れ
ひへさよりゝ中を家夜夢中より新人よりかる
て信中まる八我信水色より小信なりゆ
中より消て多ゝく たゝ来仮より消
不思議の多をこれ人ゝれと宝者を信

事ひ年家れ信より立る入道感国ゝより立る
八帝九信門感久ゝ中ゝ京都よりれてひつるを
為ゝりて共今家遠より信て中丹信ゝ育れ
ゝるゝ遠て遠てひ世本信水る乃親育れ
望久人身よりゝ現信ゝりまる小育ては
孫作ゝるより一為れ方八中ゝりゝまれてひ
又次の方れ九ゝ信ゝりまて感久人現ひ
ゝれゝひゝ中て感久人をひ人ゝれ

毎月大坂御仕送御代の首を切て
流江をすて紀州へ出立
宿願ありて清水寺へ八月より詣けて奇
特霊相をあらはして不審なる小法師
あり家老の子と銀者を遣して
清水寺へ銀者より也て門陣の右乃
脇より立て毎日毎日参詣
前後ひて既に八百余日参詣一今二百余日を
終てやうやう出仕
常々なる紀州へ同行へ紀州へ
君より御領より長成て仕申さそらんと
仰まして伴れ西節をくれ遣ある
お諸の御下文毎日てすのうく遣渡
仰まして是を渡さるへ能帰一丈より
鞍を乗て是をしてゆくる小原宮部殿より
就公国代田庄をすて法隆寺の迎

せられそれ奉行せしめ給ふべきよしをもて
御下文をたまはるこれハ文治二年西年六月廿八
日付本なり威久頼代後のこゝろをかゝ願を
ゆるしうへ数多の国地頭を置き給ふ
清水寺の観音ハ御利生あらたなり威久四七月下
旬ハ比海渡して宿願へハ長年を清水寺に
参詣して如意を祈請をなすべきよし
夢のつゝしめて渡り給ひ師遠右
兵衛尉河岡梨子中井源次郎頼朝を
ゆるし給ふ事ハ清水寺の観音の御
去六月廿八日午刻より御夢の通り
しるしを如意輪観音をれかゝ渡
御夢ニ二ツ如意輪一ツ高野ハ
さて八遠遠のみちをもて伝教の人を資
つる比叡山上代ハ越ゝ新遠の観音
の御利益古仏ハ勝ゝ給ひ後上下ハ

かりうの平家ハ子孫ハ去文治二年ハ
小原四郎頼政上洛して一子二子まて
乃こそ服ハ中とも わけ申ハ云ハ
里ハあかりて暮うなりて紀伊二位
中納の内子六代御前の文覚
人の申あつりしハ河つらハ所ハ
いとは一人も平家の子孫なりしに
新中納言知盛の御子三郎まて殺尉
大夫知忠とて紀伊兵部卿為義の
孫なりて御所ハ後白河法皇
なりて地獄ハ後白河法皇
建久七年ハ秋のころ
よあておりもをいハ
一条二位入道因幡ハ小原
巻ノ子に後鳥羽巻

豪文子に法て因幡国十月七日の申刻洋
又十條橋ゟ法性寺一橋ゟ西へ新中
納言殿ゟ大文新兵衛をもわたしたるに
そのうちゟ出りて十二人船りて
薩摩拔而八番ハ物そるかゝ
の後ハ大門流てんぢをさいはもて
さりけるハ軍兵百ばかりもて場ゟ橋ゟ
して一二人ばかり入薩摩代官大文を初めて

亮亮のうち上ゟ出りて薩ハ大番ゟ
てう頭てさうつ発射けるゟ薩へのもの
討ちうれて場をそうわうける軍兵ハ
死くゟ逃薩南ハ家をかたち乃まく
たたより表入禁裏本所を移せりゟ
けくゟ力よりて矢さつ発れて
人ゟ出りしてたゝ自害してありおてい
つるものゟ出りれハ軍兵ハ乃まに

乱入て屋敷に紀伊守殿家来為範八郎義
人文九郎自害し候を勝のうへより引取て為
范を殺候ひきりて為范子家来
太郎兵衛次郎兵衛共に力を尽迄て二人
討死より外の者に先をけ
りなにいくさ者つよく為范
会人男一人を搦捕貴様に対面致ていたつる
とりはる長郎のもの一人も人数八ゆり

出候ゆへ此つるよる御屋敷へ
男より同れた人数二十餘人おりつる後よ
里ゆ為范敵中紀伊殿家来成次
上総兵七郎家来も同れ生上りなれて
皆為范より為殺候為播門巷説自害れ頼
行ゆて一条殿へまいりて二位の道一条よ
おりて家れ八一条殿へそ申ける入道殿子息
左衛門督為範同車して一条を南へ向り出て

実検せられ為花の頸ハ知る者なと立りの
をかの頸ハ立つ者り資方更知れ頸ハ
一定間ん敵なつて治部殿なて
七条河原さらし給りをしたまりて
只世を世れハ七条と申しに捨置て頸へ
中納言に相具して海りの後ハ行る
ともなるなと海して行人ハ
思ふ人なりとも孫なと故中

納言殿ハ心ゆるさるる事なれハ海をとて
海をなりしなる小松殿乃御
子息六人おり者なりこれを深をれ
給て来れなに丹後侍従忠房とて
源氏国八幡者殿なてゆかるまりし
つるり紀伊国の住人湯浅権守宗重に
かなを給へり平家の都中次郎系盛次
郎七条系盛なつれなり宗重

関て和泉紀伊摂津大和河内山城伊賀
伊勢八ヶ国より隠れなき平家の家人
ども一人二人糸惜しかりける五百騎人馬
ともに抜き合せ関を立て河内民部大夫成良
行て せめ給へ成良紀伊国より馳て河内へ
いり石川に陣をとりて初人うち出野
の合戦に成良は眼を射られて
せ給へ成ゆきは寛元城にあり岩村

宗野岩村の城とて二ヶ所あり板城のうち
岩村乃城は又百騎人相こもる成ゆき
家子郎等数をつくして中ども陽成う熊神
陽尾義を今年尾義
書子に泉源を陽こ先年義殿三郎宗資
うんと云一人高名れ兵ども相こもる成
間ども せめおとし攻落たるみ
来る日信濃木五郎左衛門尉とゆふもの人

あと勝てとせめ出せしてわれ者を尾張た
中さ十人来あり後ハ行くまて引てたる月
矢よ内所ハ集り射ら甲のたちつをれ板をを
箭て射ものしを甲を見ると矢をもたく
をもんたりうをを通て三月乃あいて八ケ度
乃戦よ並野伯耆守ハ下ハ行くうれり
き甲信濃信会反へ申ハ毎ハいゝハ反会
者力つれて信濃信会反へらるをへらう
をを信国とも江ハ国ら起て反会
とをて せあ伯ハ会ら中ける信会反ハ
信を一者ハ反会れいふひなをあを
信後ハいそうあらへてある会信濃をのか
せあをもすへられ箭山海をく守後
して山賊海賊ををむ信あをを後
せハ山後会振をて一人二人あらんをを
一人をあるをして山松反会遠浮人をん

とハおろか申候へてそおもひたまはん人とハ
誅せられし頼朝平治の乱に流罪せられ
まりしを又ハ池尼御前の御使として
小松殿太政入道殿に詞をかさねて頼朝より
されハ頼朝しもまして流罪に定てありしも
小松殿ハ御果報ありと申されけるに上高雄文
覚上人をもて内々謀叛をすゝめ給へ
治承せりけれハ頼朝殿にむかひ弓矢て合戦せ

いまも平内西代讒によてうしなひし事
二度こそあらんくわ申とも維盛ハいかてか
あらふ候兄とよて経盛殿の御よ治世小
松宗盛経盛殿よ申ありハ経盛殿のむすめ
ありハ小松殿君達降人にならんとて后にかく見
へそまつりしたくおもひたまはん人とハ誅せ
候ハと存兵衛佐にゆるされなく頼朝
維盛ハ宗盛もかゝるふ候へハ只降人にまかり

[illegible]ハ[illegible]家重を打[illegible]て[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ九郎[illegible]判官京都の[illegible]
[illegible]ハ判官[illegible]丹後伯耆を[illegible]
[illegible]る判官[illegible]備後へ[illegible]
備後ハ[illegible]朝[illegible]流罪[illegible]
[illegible]本ハ[illegible]小松殿の[illegible]
[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]本ハ[illegible]て[illegible]
[illegible]備後[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]本[illegible]小松殿[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]頼[illegible]
[illegible]の上人の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]重盛の子[illegible]生[illegible]三[illegible]大[illegible]

御門家長種宗氏の親て文毎のもんを
家寄子孫ならくに相伝てこれ
矢氏向氏言ん如て三位八年家
物を為しかを具せられそるとなく
ものをつるう年家子孫ともかを取をそて
家うあくあれハ器代かて立ものひて
あをつをいうかて一をかををを
なあをハをかをりををりてりりあり

左甲斐義八ゝり資信へ屋ゝなるの信ふ
年十八ゝをあをたまひはうつをあり
ゝゝ入道なり上人を立をあれみくい秋
ふを立よ志ゝくかつまをとのをひあ
東大寺法会をかをとろよすへをりあ
いを記後を法会へをて二位殿へ出中を
中をふあゝらに寵ゝくあ人丸人
あゝ取へあを入道をハを屋

ふてそれよりそれたまふ中にれうれハ
上人なのあかり仮ハくをれとうゆ月日
りり仮よハ高野ハ蓮花谷ハりあり
ハしてを蓮房とそもけり御貴ハ申いてさ
ハおりうかんとて土佐入道を蓮房をハ
御念へまいらせこれハ京ハいたひ
ハ日りり仮食をありて十三日ハ申より巳
栖のハ仮ハく関ハとふ所てつかり

うを仮ハ申ハ蓮なり一本ハなり上総
西毛兵衛京ハ降人よりうり為れり
大仏法ハの日ハりへく建久七年二月七日
ふくわりあるよ湯水をりて仮よれる
為り越中ハ御京ハ威ハ部ハを法し
りつて仮ハ為ハよ歳りて乱ハの仮ハ
歳りりハ仮ハりあり人をハしハ
仮ハ厩よつりれくをを何りるをを

よく倒れるあるにはあらぬ
弾丸のあめあられ物射まで○さてもかんと
ちり振よハ道底振のまりかへ
りて今系ゆくはうそ出れいなか
さてよそつらしく事ハ弟にわりつる
道よいめ出ちんは振よちつ見く
ようく出くめうひれ雖ゆ行とも
風情ゆく徳なるのあり左廣と就中次郎

系威次ゆくありと出りくあり威次
乃ひ御く京へ上そ出りうりあれ
出居りへそめうひけれある秋は出さて
もいつくよかハるそ加様よ着れりを
ハ出たりそ情代ゆ行へハ高知ゆ
ようかるそ日孫ゆんちよ中れハ秋に
出る国けいの情出る左廣ひいふのりる
ゆ出ハかうこ人よ板嶋すかそめうり

けれ徳川家より誠中次郎兵衛殿をも
遣はされ度旨仰せられ候へ共の勧誘を
一応辞申徳川家より板倉わりいつくふ
徳兵衛殿へ家勧誘を命ぜられ
申けるは成程さうさんの板倉すかと申
て徳川方にたるよ世乃うらさハりハこそ
次郎兵衛殿へ家ハ之ハ
世間男性なくなるよう徳川方へ徳

命殿より代申を申出て乳代乃相守
乃廣より行くかりかりてまいりさう
迷久文代代次郎より乃廣殿兵
衛ふくと立家しりりり世界ハてをを
婚姻紀命大夫高屋のよ家命ふ新中
次郎兵衛殿かりくまいりせよあ命
てふりとかとて申うけるとをを
お命くまかりあれハ徳家ふくりも

角にて源家よりたてつかまつる八
人男意にてより盛次源家より
勝力よりたてまつる源家より
ゆえ意力を見られたるの盛次源家
をりくりけ七八人のものかちんす盛次
さうりくるにてをのまちよ八一郎もう先
らの海に沈そと云て源家九郎を出す
ふけをかをまちしるものなり八拾余人
よなるへしまたあらをしてあり八
あるうをくをたそるをんたるを
見れはまくの海しをんたるを八
まちと云て弟をりて四郎と云れり
先拾余盛次を源令後へまりをれ
盛次をを出くいるなんち八平家のさう八
なり平家乃一門にてあんなるを海者
源九上ゆく平家の人へと一所にををを

なかゝせさうけるそと法師ハ平家方
君ゝ[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ事をなそらへ[illegible]
法師ゝ[illegible]をそ[illegible]ハ[illegible]
ハへとそ中けゝ[illegible]なゝ[illegible]
[illegible]なゝ法師[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

おそ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]
事をハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

運つたなく如何ともせんすべなきことのみなる上にはからずも
をよばぬこゝろ中はけぶり絶えはてんかなつゝ
て見ぬ生くるかひなつゝ
の御名中にはいとゞ一二の古歌を用ふ
うれへありとて法あるよ威厚さまに
大原小原のまねをなるのみ
年歌乃子孫と云ふ皆さまれぬはは
何事ありしかけるに年歌はと思乃

思遊ぶふる深数をこゝ法ふまして高服乃
文芸上人の中あつりの法しに小松内大臣殿
はの孫権亮之法中将惟盛はの子息六代御
前平家はの嫡孫也小松内大臣殿世の中頃人
はる事為く知給て延野へ法法ひつゝか
中宮て義をうしなひ文之法中将惟
盛軍はの宿中に漂沒はの八潟まれ給く
高野よまりく御家に法て延暦よ

まいりたく邪智ハ真宗をうけたふ
ものハ人乃ほとなり法をそしりたもの
ハ地獄へおちるとハ
かつやとくこそ
ものハ人こゝろ
ものハ悪ハ又善上人のおんかきの八さん
こそわるあるものハ
同宗ハ
こゝろなり又善上人ハ

おそろしかりけるゆえに問いうもの
ハ当今ハ御遊
たまひて世の御政をとりあつかひ九條
殿ハ御ゆるされ
人乃遊歌なの
それハ二京
きゝ後たまひ
ませハ法よつ

ねこなつかせまいらせ候ひけるとも
源二位殿をもてなし大納言殿右大将
てなり給ひしよりも右大将かたりは
ふかくなり給ひしかは正治元年正月十三日
右大将はれ年廿三にもなりて後鳥羽
院人々なりしかは文覚上人の勅
勅を蒙て二條院の宿所へ検非違使
付く水火礼奏し給て流罪せられ
に今の世長六代御前ハ高尾の文覚ハ
世を山ゝにして文の後世菩提をとふ
らひ給ふ文覚上人流罪せられてのち
御身を給ふ高尾へ渡かりうつるを無沿
門家資恵を給ふ同年二月首相模殿文
覚上人の宿所へ御参ありて勅諚をかた
て関東へ下る後鳥羽院の御人宿所に
御家好康所へ参給ふ松原へ出て今の

十二家わく小除冥加のよりこの
変わてこうを法へさんへれ今度ハ六ヒて
義の生活ハ本ハ長の観音れ御利生
ありつるよ後ハ本ハ松原ハ長こうを
法わるを先世の宿世とあるてわ是ハ
本ともあり先ハ平家れ子孫ハ後ろて
法よりの

灌頂巻　舞光院

元暦二年四月十六日平家ハ壇のうらの
浪れ上船の中れ入れすまれわるとおて
ていけどもとも二日ハ出てよ於へ海入給ハ
皆しかたにその日ハ雨ふりわ風ハ世ろ
ハ出ろに出ハ於ハ波ハ立ハ紀伊国へ
いまわるしハ又ハ波ハ立ハ紀伊国へ
法わるとともわるとハ第ハ平家ハ
もなりハ平家ハ子れ化ていく

[illegible]国毎に[illegible]
[illegible]
[illegible]八幡の社前を
焼失してまのこ[illegible]
[illegible]
[illegible]中納言[illegible]
の[illegible]
[illegible]八幡よ[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]八幡[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

い海之御風も消るやうにおそはれ
霧の御衣かわり色くなるふる雨とも
言ひつゝ方板をのりはるまに八うり
舟の中浪の上の御とゝいはは引入
く恋しく悲おもはれり

蓬波路遠寄思於西海千里之雲
白霧芸涙落涙於東山一亭之月
天上の五衰もかくやと思食さるるそあわれ

なり五月一日御ゝ有さ在御ふれ文の九
ふそなゝ玻璃小英蓉の花ふ八つさせ
ぬ法花おもしよおもへ法風よ風せうま在
法くそのおもあ法へとも風
うゝ世よ八ゝ人よ八いそ八ゝ在法へき
ゝ世ゝ八ゝ八ゝ在法へき
ゝ法ゝ紀世よ八いゝ八ゝ八ゝ八ゝ八
翠黛紅顔もうあく法ゝ八ゝ在

毎年御祝儀は長崎より献上仕候
れ申候へ共先帝より遠島を
御赦免上人御うらやましく
流博三界中　恩愛不能断　奇恩入無為
真實報恩者
御歌百首並併三寶絵見かりまゐらせ
候りもさぞ御なつかしく思
ひ奉申候とおもひ入れの海
まてしてまつりをもつ御歌
者とかつてくれなのわすれゆくて
いつなんせまてもはなれとなく
おほしやけはとも高くれ申候よう
ぬ色なる如かりしう人且八波御書撰乃御
しあるやとよのたてもこの八りなり
五月九日報もあり御○文御つかつ
并まこの酒波御ふもかはと八者九と成

愛わたるかとおもひなんせられ肩望ゆれ物乃新
かとうよ富を打暗面れ者困なの上陽人ら
上陽家よりうかれて函谷年添しく
白髪人ゆいられなん張あまはひしさハ
これハ海さてしとそ芸さるまふハそや
れわるの乃梯走へ乃彩ら花籠れあり
はら凡なつしさあ東ふ郭云かとうる
かとつまを者ハ世院海海をかへつれ祝れ

ゑこにかくそすさまぬ海ふ
風色花橋の者をとゆてなくハむしれへやこさ
いさてらハ海ら屋乃かとハ海ハ云なの程をのそなく
かりよくらいせ海ふ者ハ青ふなる
なりよりさそを投面ハいふして色海
海小屋花者ハ六月丈一月よ長田れかとり
なる野河の海面へいる世海小投海面ハ長
花山乃海望れ世代のまを世張し海遠遠

せうまつ御さうんさうなり色も沈て年
ゝ[illegible]ゝくなりわ[illegible]ハ[illegible]もみかたをも
ゆゝその沈まるなくわれよりの潮汐高
みさりよハゝすへハりてゝこうるわるハ
ゆゝこの紀風をつゝ南風たまる高くまるゝ
人沈希なるゝさもしよハ白波のそを紀
海さるさりけるらふ人もみられハ月よりて
ひてわれそゆゝ[illegible]ゝ七月九日

地震ゆひゝゝくゝ[illegible]てゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ風ゆゝ急
ををれゝ[illegible]いらゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
門ゝ彼て廊ゝゝ[illegible]ゝゝゝゝ[illegible]ハ
緑府の賢侯れ文門をまゝるゝ[illegible]
ゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]
ゝゝ[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]
上ゝ風ゝゝゝゝハ[illegible]
われゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ

閑亭は出乃国もとさまとく過てゝのそて
ゝるハかりゝきんは山さとゝるよ夢もあまね
ゝくもゝ山ゝ堅ようゝゝるこさりゝ波遠よ夢
須松出秋乃りかうゝ乃ゝもてゝかゝるさと
こゝろひゝうゝつきせねは相りひよ秋わを
を乃須てゝさゝねゝてゝるゝみゝてゝ夕言よ新ゝ
さ海ゝふゝさゝふは山ゝゝりかを記むのを乃
何よかゝをゝてゝゝ日まゝをゝりゝへゝさゝ中ハ

かゝへゝ秋ゝもかゝりあれハ河ゝりゝゝ嬉
須ふかゝる秋も風ゝゝ言ゝんゝゝ又世ゝゝも
いまゝゝつゝまゝゝをゝかゝゝこゝりゝもよ都をて
熱は公海ゝ食ゝゝ立馬はいゝゆゝをゝのさハ
かゝゝゝりゝゝかゝりゝもゝりゝゝ示感親
子ゝゝはいけゝゝまゝて都へいゝ也須ゝりゝ
関東へゝゝゝ也須ゝゝゝゝゝゝ者れゝ
いゝゝゝりゝゝて河ゝりゝも奥はゝゝへゝゝゝ拾

ゑんゑんと心とゝしりあへさせ給ふかれ
従よ六月廿一日に出家にて流されまいらせ給て
京中にのこりとゝまる事ありしりけれる御心の
中をしはかられてあはれなりけれはてこそ
いかく嫗の北山の奥にもえらぬりそや
也合もこれへとゝ中大納言さ安徳も
おはりかれは八なをこそとゝまりて秋の暮ゝかく
暮まてもありて文治元年八月にもありよりける

給ふ女房の中納言すく大原のおく寂光院と
申所こそしつかにて候へとて御出とて申
ければ其方様は御意なりとおほしめして給
左衛門督隆房の北の方より御輿をはまいらせし
まいらせられけり女房車二両まいらさ
せ給ひける其女房のなかにおはしける女
おさな給ひしは神無月の頃の事なれはにや
おもくらくのりかゝさしたる

木葉うちそれて雲の山色ふかみちして
そこともとうねうねさしのぼりてゆく
ほどのうつくしきけしき
なる山陰のかれたる田も既に野
ほとりに出の高きもひくるしけるの
第五文言枝と橋の梦とのうつくしきすが
ら言つもらしもあれなるかしくを
梦えて西山ちかくたちかくる第五句

わが民煙村をくしてゆきわかれまるく
暁渡蓬原して巴猿の梦をさまさしく廉れ
ぬ島の音のこゑはうち
田面をかこつもとく萩ち上風うちそ
ふ紀松ちく風も身ふしてそ宿れ
苔むしぬりの

第六衣似岸上張　白雲第似山腰廻

水の音ハむかしく首れ流ふ紡の衣

ちるらんを理なりと

村雨翠黛乃蒼苔ハ小簾にわたされ

郭茶迎客ハ山への宮ハ岳式にかけれり

山より凛らにかをそうする無世ハ水も

はらくわくくんもて第七枝をそ庭にわさも

乃葉をハ踏くさなるつるく橋茶花

うち花ろうこかつみるもよわれ也乃場乃

ちつくしまそ四すこ記板をり見渡わり

ゆりて壇上に表むきり面風くまる板のり

ハ海くなるとくハ巴波の橋の一さけ

ちつ行るきの截乃ものくもうる言伝のハ

波さ記のかつるわ行らるへまれなる而

なり

芝柱長原ハ床の上ハ高枕の夢をみる記け

波秋晨朝ハ海の夢ハ生記の眠と覚ぬ角

ちよ潜逆ハ門も開角とるり賀一人

為重ものゝ海をはらんすれハあゝ墨染衣
衣ハ上りゆゑハ袈裟をそなへられ
髮すこゝ[illegible]の[illegible]ゝ護摩ハ煙り海も
なり蓮ハ[illegible]海ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
尺迦成ハらんとゝ[illegible]ハ閑居ハ海
御ハ[illegible]ハ[illegible]ハ
[illegible]ハ迦牟成ハ乃事[illegible]

賢人なり世の中ハ[illegible]
四ゝ[illegible]大中納言正二位を[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]家して高野粉河をめぐりまはられハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

とかうしたれ者共をとハりけるに其人々
長敷おりをりとていまハ口つきをかんら
重なり
一人ハ也院の内乳母より博奥伯殿老人にて
おりまし申
一人ハ先帝の乳母五条大納言邦綱の御娘
大夫三位乃御妹大納言伯殿にて如三位中
将重衡の北方也

一人ハ平大納言時忠の御娘なり
一人ハ大夫大政大臣伊通公孫右衛門督伊
実卿御娘也
一人ハ内大臣入道信西子弁入道宣憲娘阿
波内侍と申る人也是夫妻共に長
父母の別に後世とて籠居なりと高貴に
無なりなれ乃内人のみ有てもお
のつから世事に付てハ有まてにいと長

りそ見の事ふんさんまれなり是ハ
今更論ぜて後も可ものそ云乃めて神事
月中九世百乃夕言になる九表紙をうつて
者九之ハ是ハおそふんしゆそ見つら
わこ戸をあ一わをくゆらんすま是ハんは
ゆうしてあそ一つ是未紫をうけて
むん忘者よ八よ也乃是をゆうて
宿根ふこ紙の八ニ九今九紫乃そ八廉九をうゆ

秋を断たをねを八を九九ゆよりり岩
乃をゆる谷川の作を水ゆ言を世宮
の山を世見ゆ世八みか志ゆんゆ作ゆく
み山九ま乃作むゆ乃ゆ指乃月て寒海る
庭よ八白雪つゆれゆ流ふ流ゆんゆく
池よ八氷ゆりゆゆう作言を鳴琴奏ゆ
を九ゆいゆ乃ゆゆゆゆ八いつゆゆゆゆ
云ゆゆゆ山ゆ作ん者氣八作ゆいゆゆ

[illegible]
後のはらにかけて咲き梅よりく為乃
うつゝふ雪をさそふ春風にいとむしり
恋しくおもひわすれん後為のよすが
言つゝもたゝべとてせ後かりくる月も
いとゝ二月の廿日ばかりなれば八みよしの
長橋ゝもとへさまし橋八花よ彩て白雪
のちらねどそなたいとゝとりのくるすう

さそふ成頼の宰相通かてもわすれぬ
ものなれども世の中のうつりかはるを
見るやるせんすべなくつゝかこと
をばいかさまくも言はれかたまくも
ものは建礼門院ハ高倉天皇の后故
大臣法皇入道ハ清盛ハ平の時忠の
高倉天皇ハ後白河の皇子 光二乃女子
なり世院先帝よりまうさ花ばてうた

世をそむきさぶらひしよりこのかた
所柄にかくのごとくさぶらひ
て酒らうぜきをすませまいらせ候
事ハ申すもおろかなれども近ごろ
ものもうしこうしんをわくにおよんで
思食とつてのほかに月日を送り給ひ
里風の役乃ハ[illegible]
申すまでもなくもハ[illegible]

そもそもこの度給ける大事ハわさ[illegible]
御家ハ桐花の[illegible]
なりつゝ文治元年二月日
[illegible]
いまこの消息[illegible]
[illegible]
[illegible]
みとりのへ[illegible]

いと所うて善をこそ山の春ごとに
長海て人舞寞うの作の事よけてもはる
はれ外濠の中食べうてしうや所の
作ますわとをかさ梅や春を屋の所に
夜来ふりと三うの新ハそれとはれ
卯花わふ初をうをすの海つりを三ハ
法皇舞光院はれ年本和をこあて補院院
寺はれ年ことをあうを法院年のれハ

物りうるはれ事ふ下蔵をうけてをるをあれ
おうあうをる後法大寺大臣云法子関大
臣実定右大臣実隆尚関白花山院太政大臣
忠非法子大納言忠非法後大納言成通法
子宰相泰通三条内大臣公教法子大納公実
非土御門内大臣非通法子宰相中将通親
閑院大将右内中納言なをけ長かの記
殿上人小西小三位左大臣山蔵物ま成

[illegible]
[illegible]
ふりてせれうの里大原れ別墅舞光院へて
れ章ある法印のかうえの事なれ及第者
ニけみうすを代とけいて也法ふ道すれう高
言えらふ人もの舞寅の家れ高下ハ人
知えて人もの人法級ニ方指ニ直ハれうれ
所也法ふもれなり遠山よれう白雲ハ

及ものれれ形見なりわれ芳野ハ月ハ指よハ
去れ名ものそれ名ものそれ形ハ法のみれを厳流
あ直ハ中納の松よれれ教長れあをれれ
いとみれけもさそ法ハ八重ニ重
れ法方より初言ゆ法れ部公なり方
ものよ言法つ春あれれの集の下ニ重ニ
われ方れれ章ニ法れれる言葉ものもれ
遅桐れよ方ニ枝山法ハ指よのうれれ

ありけうの花の水に面よりしくを見て
して法皇はいのうらに
此水よみさせ給ふ花の数を見て源の花さかりなれ
ぬれば山のかすに一字ずつ第堂わり則寂光院を
なり授寺れ眺望をはらんあまを八山後寂光
乃ヶ岳巖の歌をきりかさねもりよせる
ゑの色水後水浪のうへ人ヶ色見えうんの色秋深
されども落ちるまれ色紅葉乃恒紅葉れ山繪

よ書とも筆も及ばず野寺よ宿なくして
後慶れ乃陽すまを者花をそうへさ様な
如高佛像如うはれ蔓延て霧ふ所ん
寺をうの地蔵を小れ
山乃奥よ一れ寺庵わり所也流れ水深ふ
れ庵室なり四方よ長山連里後よとふの
そて八巴渡の橋乃一件れ来る斧れ者かり
なり寺よ寺をて熱腸を三つ三なれ

宗は中よ八月新そうの松を栖まとるの所に雨辰
は和の之後成悪しくて在洛らんと思ふ事なて
うの一月迄よ八菊あるさうはひかの所よ八
杉菜をくして之れをふまし事を之れ菜屋と八
薄は之けりつゝ色はさるとをとる之れ瓢簞
屋宗菜頭剛り巻よ之けーつもつ色ー
菜は和之ヶ行乃ちいうさ毎すり紀行を
簾をわれそ藜藿漁須雨原憲り栖をる

ものすくも之つ屋ーー沙屋宮よさていを在洛て
一月なる此陽よをのそを在洛八首は蘭麝乃
ふるひを引くそそ草とふり除家乃
煙なり三人八り此月源は来迄の三号東西
月おりまず仏のたゆ善貴は絵像を
かけなりあよ八軸乃妙文おれりたよ八
長尊和尚は彫をうけ机よ法華之新地
毎月は法華経おりくてわそりさて

[illegible]
土[illegible]書[illegible]
如[illegible]
[illegible]子[illegible]
一切業障海　皆從妄想生　若欲懺悔者
端坐思實相　衆罪如霜露　慧日能消除
業障海　皆從妄想生　若欲懺悔者
端坐思實相　衆罪如霜露　慧日能消除
南無阿彌陀佛願力　必生安樂國
極重惡人　唯稱阿彌陀　得生

極樂
法身遍滿於衆生　宿塵煩惱為覆藏
石部[illegible]身常如來　流轉生死無出期
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

かくまた御記畫深秘殺の
又一間なる障子をあけてくれ給へすなはち八枚寢
所とおぼしくてわやしはけるかれ筆の跡なり
うるたちをとゝ記すよハ四つ時ひれかゝるを
見給へ物りしる後は皮引をそをれうり
れさるようけられる物をハあさの紙に紙れ
かゝ海をとゝ記せ給れうれ此やうを所
所よハ大和ゝ記ゝ屏風をそをれ世院れ御

手をかくそをそをうれけれ
思ふやみ記奥ふ海ゝそをを月ををふんハ
東れ望よりしる琴琵琶一面つゝ三ゝ
後伝奇雅れ蓋藤弟迎れ後或を思食ふる
わくあれなりかれ流れあ板を流ふる
龍顔もとゝ記せ記あ人をを治ふ法れ
人ゝ乃出衣袖も記ふるハ小りなり箭ハ漢宮入
門れ居ゝて御架をのありかを長ゝ

南殿ゟ掃よせをとけて
いかゝ成ものゝ八重掃ゟふきよせようつけるに
夏八月源殿ゟ冷泉たゝ殿へ
うゝ三ゝりわやゝて有る時なりやさ月ゝ白の夕言
なとなるあし秋八ゝゝ月の中よりゝ月成
八月ゝ月のかつらも秋なれとゝ紅葉すまとゝやゝ海ゝ
ことのあゝ八重迄ゝ湯ゝ言を面白とゝ思ひて
給へのいまとゝさゝゝハいゝゝ
なとうゝ流し傳よハゝ言上すゝゝあゝの曲成
ゝゝて紅葉ゝゝゝ御衣数をあゝてかけ
ゝゝ為給を交てゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
よかゝゝはゝゝゝ世の中をわさ海ゝゝゝゝ
ゝて人成ゝゝゝゝゝ言ゝ二三度ゝゝ
ゝゝゝ一人差知ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ海ハゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝつゝにゝゝ治ゝゝゝゝハ信ゝゝゝ

相伝の世代のうつるに従ひ云なの経
ものうちみつうちに法華経と仏事や
如く信仰と化わり者は一ハ尼さあ〳〵小法
撥化ありて中ニ名ハ世院ハ八道お開れ
振院よりて下れ世毎にておりまして法事ハ
世〳〵世中よ及ぶ仏法無長現文れ楽と云
乃記ひさ如ひ文字を起れ教も然存ふ
かゝ新生ある者ハ必滅と始あるものハをり

わりさ事仏因果強云欲知道云因見長
現在果欲知未来果見長現在因を云れ因
ものんとあるて長現在の果をんとあれハ
長因より御て伝記れ法を法華因より別く
如御法因をれらんとあるとあるう欲知未
来果見長現在因ものを仏菩れ蘭麝れ自よ
如人云れをもれ暮れ都をあり雖彩
若明を修捨身乃明をの法て九和

性生れ遠れ疑ある人ハ意達なる
御仮主文を出文れ主より世て擅物ゆるもの
ら世給し雖ども表れ功より海を遂より西覚
なる後給ふ聖ハ歓喜る色ハ世院てつら如在
つ手段給し世尊より毎もけ年給ちん年
なふれ出いさりの人を事法貴給ふ
けしき地見給ふるあるまつ見極ハ
なること人空なるものの極なる文ねより三段

量深の家をさうりけれ如歓ありり
さるおくか極乃年中ふ思後さるとあり
法ハいるるさそこれ給わりけるとも
物もりさて御く宣言あるけ一ハいて勅
芸中さそあるへさこ思給て宣久ありく
中より付く御あ屋ハ一日年法者海
恩寺清信頼ようしなる出云入道
信西子弁入道之憲ものもすあ海仮内給

申ゆしハ戸ゆてゆとゆ[illegible]れハ[illegible]寺食も
あハ[illegible]ハ[illegible]ハよむせとゆ[illegible]ハ紀伊二位ゆ孫
ゆ二位とゆハ[illegible]乃れ乳母なりとハ老
四位ハ[illegible]乳母の孫ゆ[illegible]ハ[illegible]ゆつ
ゆりともゆりてゆる那とれられて
ゆとと一さ位ゆけるとてゆ[illegible]れなゆ奥ゆ
とりと三位一人ゆいゆる物とれ身ゆり
ゆと一位前年ゆ[illegible]ゆ[illegible]郷れ振いてゆる

事ゆりて九郎判官義経よりとまりて
母ゆ[illegible]ハ指ゆ也ゆ[illegible]ハ[illegible]の
何もなのゆなとゆるくゆ[illegible]ゆ[illegible]
位殿乃股ゆとゆ[illegible]ゆ[illegible]十九
策とゆ[illegible]ゆれ[illegible]ゆつとて[illegible]
ゆれよゆゆゆゆゆゆ[illegible]
ゆゆゆゆゆゆ[illegible]
ゆゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]

かうあけば

世中人もかてもわすれ給ふ人八
ひとよ程なりとあるべしやわかれ津の国
隆卿朝臣つけられけるなりわかれる
朝有紅顔誇世路　夕成白骨朽郊原　年
年歳々花相似　歳々年々人不同と詠れ
たるとかよひてあれ山さくらあの
柳よりこそいまてるなれあるまも

ちあるあのそらをもわけ給れる人
ひとりて後れ山ちりぬれ雲深れ春さ行へ原
后二人本れ相を隔てをりをる者を立給百八
ちをつとし後乃光仏今乃花ものを知り
けたまへ是建礼門院なり一人の后に
凡本嚴具し給へる光八大臣太政大臣伊
通れ公子の内中納言伊実卿の娘なり
法皇八世院を尼つもまいらせてよへ寄向世給

へは此世界ハ如来と共に住して住
ぬるなり法華経に云はく
十念相続よりは 極楽九品を得
一念信心のゆへハ 百千の善根を得る
思ひ知るべし法華経の行者の所願
かなふなり胸うちさわぎ涙もとゞめ
あへず涙をながしてこれを
綴り立おくれ参らせ給ふ事ありがたし

霊鷲山にて八さうの人へ
あつまりてこれを給はる棚より花ちらんを取
給ふ人々その上より引かけさせ給てけさ
ぜんさせ給ふ者ハ花ちりてかゝる
のゆへなり三千大千世界の
間なる所へ一まいもこれを制の
ごとくせ給て法花経ばかりを
すまんためとハ法華経の行者ハ
すまんためとハ仏の御

事をなしあされる世間記をあつ
めたるものあさ世俗の人あて置御書
あるべける八人百有ねれなるひるのこあるに
つもてもあけ記なるこそ法はても治恭あり
之を八者代あつ所にいとてい文いふ
あけさかくあつ乃人如あるを根をけて坂
御ふさ仕之りまあ世を祇八事をしまいを
已御あるをれ法源大郷乃必方のをろし

ふくをかくても此八者八坂人これをく生を
をも世をあるへしこを仕思をすをれのを
中を在御をそ理なる法皇ををあるを
て法をの六郷殿上人名神を之行八りなり
六除指政乃ものをり法中事八法のあ
御ありをれ八世を器をく去をりあるあ
乃者法皇御をを中を在御へ八いつをかる
ものをあをれなり開院大殿八

黄為京洛繁花録　今作江湖遊例翁

江湖遊人の如花中さかりを見て
高山流水を宗感八須まいりて西国へも
此事なりまいりたんと思ひこえうひゆしよ
りて世間へ出て山へ此者なりて世後よ
りて取てかりう者よ捨てまいりたてのむ
来れたるなるかやはれ風情を宗感なく
物を為く長夜よ来江の化して者水乃

秋の京よりまいりまいりて物をも
かりあり板は興を付て楽ことを
かりもまいりて紀なり神雲宝叡八り
まりてみつりまなる此興り業
此故此芸よ八年大阪を付感沢後八り
かし外来も海よ歩く路尺文此西海石
源上よ此物尾もてあり尾尚松風
秋色此ちとり日此此りもの多くよ海人

たんのうかるよむせひめ○あくみハうりん
てきそしく船乃中わく年月を過ぎ来ハ
ものちよめ所為能ハつゝわ為々へ方をうら
風をまるハあれさのあるとそうよるあれわし
望ハ波を九限よ徳代ぬし海人をてく
のタ煙むをひもわへを筑あ波大宰府て
めよ為を乗てしうハちろ紀夷を落まり
を八波をまいて在ていまこまろを度人

備方之郡牧能一院れ定とて大勝かく
為をもしうハ来和も寄りわへを寄興すも
れをハ玉九御興をも打捨て上を波興
よ乃在ましを在てわ風しれ元れ興ましい動
て云卿敬上人さ寄ぬ紀のそんそうの紀落ル
所へ我さ紀ふとわうそんゆをもくく牧
れとを一四よ月海ある在を月も風信も
を教もよを夜所凡をけ一を能て砂をわく

龍王の孫八雲ふるまひすなるわらはれ
てゐるとかけらるる長和よりこの花して
男女のなげきのむなしき地獄の罪人もか
くのごとくにおもはれてあるとれよりかくのごとく人々
は晩海の藻屑とかやへもはてんとしかもと
浪風むらひてかかるに山賊の城よりてはしり出て
男られくに山賊の城よりてはしり出て
つまるとかしこの海船とてちいさき船

凡よりつまてそ和もそうら海ありて
西柳とも一所より出て長あと七日ばかり見へも
歌とかるとかしこの又船より出て海よりれ
凡より海をてをうしはしり出て山賊城
海賊中の八船を海賊より海れ海賊
惟能より追おられていつかへもはれる
かてそ月のくらきあるひ舟出てまん
上よりてをあるとあれはうるさ

世代中いまだあらざるを所を個はかる奥州
風うはあをかるるくかりあんとまて之月か
よりをかりく浪の庭よりつをかされそうに
この旅まてかり其後さねきれ月海月
波て阿波の郡新人更成れりてのまの月表花
屋なを雪うらうかを海しうかを花して
かし程よりをを九郎判官よ奏高されて八潟
を漕出くく又しかるよ月風よりつをつうあく

いろをさうて行もかくかれかれてk門
のあ門月関壇浦わくいまはかりとて今海へ
入ぬさ二位尼も先帝をいだきて行稀
のそそたりくえさみて宝剣八尼のけまりか
出て二位殿の御ふさ神竜を八服よんさ
みくふふ尼は二衣乃袴うかさて船さ
よりそをかりは先帝わされ在行て竜八
いつくへゆくむするそ御竜かりく八奥兵も

れ松よりまいりせはべれ松とは好事な
しまいりせはべり中もたえて孫八郎殿へいり
はべれ元亨釋乳母捕典侍大納言典侍殿より
女房たちをたくさんをとめへてわれ
呼こもわれてし軍よりひかもおとり
はべるいハ源の殿よりつかわるいハ生捕
にされていのちをうしのふ中ハ京感
清京文子をうらとまわけられてはべり

用乃わうり兄はべ事ハいつ云はべるみつ
うもあるのしく度のこゝろはとりはべ
源氏意長弓射者とやゆ中ようりはべ
らまくわうけるさこの殿のまよりて
於へ申りのわりはべ一事申ハ為先
聞せ給へ人ハ生をはてこれ云給ハ絶ハり
はべり物なるみつうこれ法華をハ給へ
六道をわうりてはべ

城をせいとし海を後に背ふ四方を囲り
海をへだてゝ八ヶ山を見る是をなんとまゐる
て八ヶ山をうしろにして海を抜て
住居中さて住居ハ是をふ富士のあるへく
天国の云特三義ハさとりのうち御理を
新し永劫の金剛心此日義解人を義を
相現れ相ましを海うしろ六尺をんうと
ふふとは海をうしろ天より乃海を

海よりいりし大梵天も年を経月を経
ても普通も年月をうし六尺をはんをて
中海ゝ入れ日乃わうよ世人のれ外そして
六尺を巳海せをを乃ゝ宣儀よあるへく
海を巳弟れを世海中ゝ住居ハ人尺の世を
ゆし所ハ海中ゝ住居ハ人尺の世を
巳尺乃時十五ゆて国へまいり十六のゝ石
地の住ゝ海ゝて居ゝ後ゝ住居ハ

知まつりことをすあなりうしの大文
人よりはしめ龍樓鳳閣九重乃内後庭
御簡より月をまつ九百殿九重の花洛源殿
の秋乃月をかりあ言上給廉河霧人霧牧馬の声
屋常より尊氏恨りわ色をうなりうこ三十三天
ゆ雲九上玄規城の文九間もやと思屋也
うりいすか仮ゆるなりうそねるハ文裏九悲る
わ百ようこうそ一の宮滝九浦ゆりこの

戦陣屋乃もりやとおこし風ゆ九ゆ兵粮米
もつ兄法師もまいりせさ百ハ戦場乃の花よ
ゆの一宮乃京西九寒ゆも姫ゆ地みりく
九反三位の美ゆふを松風泉をひ比宮乃文
八宮八歌とりやも思屋ゆ九ゆ百ゆる秋九多
よゆしもゆる九而ゆよ帝二位屋を姫ゆて
京威ゆ下九ゆ御殿上人ゆ宮ゆりみ也宮
いつくそと尋ね也ハ龍文城とゆふ武ゆよ

ありしにハなにとも同しく年月をすこしになか
気色にも見えて身を責めつゝ異なりと
思ふも無縁衆生遂なりし後ハ深く念ひを
むかしハ学問もせて仏にたのみけり
人々の後生菩提をすゝめ給ひし我身ハ月業
積て罪業もかろく若後生菩提もすゝみたるを
りけれハさらんとこのもしく思ひけれハ人へ
さてもわれかく死れ奉るにかくとも仏前に死

奉ることならでもわへをれ漸にもせんと給へ
ハ法皇を始まいらせて法滅の袖をしほらせ給ハ
なりけり法皇ハ後をわすれのこらせ給て一家
厭世の流を去りて九品の往生を遂られ
愛流の苦途をまぬかれさせ給し
高倉院帝安穏て聖二尊大相国殿門府
にもまて先考骨肉六親眷属のもとに
敵のみならぬ法さまの道の庭にさらし

崇一位御上ようもまれ給へと雅好卿にて
おりませハ安倉羅御清ゝ喜悦の後ゝ
給りん事ハ新わしこ中ゝ在給ふ所四
も言ゝてなりよはゝハ入道ハ遠れ給ふ
て松風の御ゝ身よりみて供奉ハ
とゝ事なり後ハ人ゝも皆ゝ落ゝ
暁もて還御なりより御料の屋ハ
みな未遠流ゝ流ゝ

あり給ふ御ハ流罪ハ還御ハ
れうゝのゝ遠ゝ流ゝ
おゝりまいゝ遠ゝ流ゝ
松尾ゝ
なゝ流ゝ
せゝゝ
月十三日ハ年六十ゝ流罪ゝ
給ふ事ハ家部流

為て西海の浪に上ることなりて光帝海中
より月中を指し百度恵信尼より
只とれ板より海へ入りいかりの羅
漢ゆくえ記事を指さんや御歌
つきぬ涙さりながら山桜花すまし
舞寅の境を思ひ八幡宮なくさまを
事ほうりの暮よりの人形指を指七重
宝樹とかそへ思ふをつふ宝水を八功徳

ものと観じつゝ去れば秋の月山かとゝ
よりさくへてもあるかけれ
六十一年貞慈二年に長乃氏もうさ記の
雲れむ氏治治はの恋懐城
遂を指ゆり一朝乃御廻向のゝ
さ道は一門ゝ人ゝも一仏浄土に後れ
歌わ人ゝも首れ后妃の位よりかゝ
栄耀はなんて御祈なきおり酒

御年九逆孔子神を[illegible]厭離獄之九法
こゝろうつ御うの[illegible]是[illegible]無漏を長漏
[illegible]て遂[illegible]御[illegible]を成就せ[illegible]
人九[illegible]菩薩九得よおりまして
うく